二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
立谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県小県郡青木村大字田澤
字中尾　六七七番四
六八一番イ及び六八一番ロ
六九六番
六九七番
七三三番二
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南洞沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県木曽郡木曽町開田高原末川
五八番
六一番一から六一番四まで
六二番一
六二番二
六四番
六五番
六六番
六七番一及び六七番二
六七番六から六七番一五まで
六七番一九
六七番二五から六七番二七まで
六八番一及び六八番二
六九番
七〇番
七一番
七二番
七三番
七四番
七六番三
七六番六
一四二〇番一及び一四二〇番二
一四二一番一から一四二一番六まで
一四二二番一から一四二二番三まで
一四二三番
一四二四番
一四二五番
一四二六番一及び一四二六番二
一四二七番
一四二八番一から一四二八番四まで
一四二九番一から一四二九番四まで
一四三〇番
一四三二番一から一四三二番三まで
一四三三番
一四三四番一及び一四三四番二
一四三五番
一四三六番
一四三九番
一四四〇番
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神名沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の神名沢の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域（昭和十年内務省告示第十六号及び昭和三十九年建設省告示第二千四百四十八号で指定した土地の区域を除く。）
長野県伊那市
伊那　一〇〇〇一番一七　一号
一〇〇〇一番一八　二号
一〇〇〇一番一六　三号
平沢　八四八一番　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長野県伊那市
伊那　一〇〇〇一番四一　五号及び八号
一〇〇〇一番一〇四　六号及び七号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
観音沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と八号を結んだ線から天竜川合流点までの区間の観音沢の官民境界線から左右各岸五メートルまでの土地の区域及び同区間の河川敷
長野県下伊那郡天龍村
平岡　二二一六番一〇　一号
二二〇五番二　二号及び三号
二二〇六番二　四号
二二一八番　五号
二二二〇番一　六号
二二二〇番二　七号
二二二〇番八　八号

○国土交通省告示第五百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十九年五月二十六日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
横野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県益田市大谷町
五三三番二　一号
五三一番一　二号
五三一番一地先河川敷　三号
五〇一番一　四号
五〇二番一　五号
二〇五九番二　六号
二〇六〇番三　七号
二〇五六番　八号及び九号
二七八二番二地先河川敷　十号及び十一号
二〇五九番一　十二号
一六六六番一　十三号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平ノ原谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県仁多郡奥出雲町大馬木
二四三一番　一号及び二号
二四三二番　三号
二四三四番　四号
二四四五番三　五号
二四四四番　六号
三七四番　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
金比羅川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第九百八十九号で指定した土地の区域を除く。）
島根県邑智郡邑南町日貫
三〇八八番　一号から五号まで
三〇八九番　六号から十二号まで
三〇九〇番　十三号から十六号まで
三一〇七番一　十七号
三一〇四番一　十八号及び二十二号
三一〇四番一地先道路敷　十九号
四〇三三番六　二十号
四〇三〇番九　二十一号
三一〇三番一地先道路敷　二十三号
四〇三〇番二地先道路敷　二十四号及び二十五号
三一〇二番二　二十六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寄居谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第千四百八十七号で指定した土地の区域を除く。）
島根県出雲市十六島町
荒田梅谷　一五〇一番一　一号
スケサ　一二七五番　二号
真奥東平　一四九三番一　三号
安道　一二四九番一　四号
スケサ　一二八一番　五号
荒田　七三一番一　六号